

お 知 ら せ

平成 26 年 7 月 30 日
宇部市上下水道局総務課管財係

予定価格の事後公表の試行について

このことについて、入札・契約制度の適正な競争性の確保を図るため、下記のとおり予定価格の事後公表を試行しますので、お知らせします。

記

1 対象

入札に付す建設工事及び工事に係る業務委託の一部とします。

事後公表の対象となる建設工事等については、公募書類及び指名通知書の予定価格欄に、事後公表の対象である旨を記載します。

2 試行開始日 平成 26 年 8 月 1 日以降公告、公募又は指名通知するものから施行します。

3 入札の執行

(1) 事後公表の対象となる建設工事等の入札は、3回までとします。

(2) 初度入札において、予定価格の入札書比較価格以下の入札がないときは、引き続き再度入札を行います。

(3) 再度入札は、当該入札の前の入札参加者に限り参加することができます。ただし、無効入札をされた方及び最低制限価格又は低入札価格調査判断基準額を下回る入札をされた方は、再度入札に参加することができません。

4 工事費内訳書の取扱い（工事費内訳書の提出が必要な入札案件）

工事費内訳書は、初度入札時に提出していただきます。ただし、再度入札で落札された方及び低入札価格調査対象工事で、調査基準価格を下回る入札をされた方（調査の対象となる方）についても、工事費内訳書を提出していただきます。

5 公表の方法

落札者決定後速やかに、宇部市上下水道局総務課閲覧場所及び宇部市上下水道局ホームページで入札執行調書を公開します。

6 入札の心得

別添のとおりとします。